

## 個人住民税の寄附金制度 (ふるさと納税とその他の寄附)

寄附金控除の対象となる団体に寄附をした場合、寄附金の一定額までが住民税（市県民税）から控除されます。

### ■計算方法

市のみが指定している寄附先への寄附については市民税からの控除、県のみが指定している寄附先への寄附については県民税からの控除のみになります。

(対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の30%)

次の①と②の合計額が控除額（①+②の上限は所得割額）

#### ①基本控除額

(寄附金額-2,000円) × 10%

県民税分：(寄附金額-2千円) × 4%

市民税分：(寄附金額-2千円) × 6%

#### ②特例控除額 ※1

ふるさと納税にのみ適用

(寄附金額-2,000円) × (90%-所得税限界税率 × 1.021)

県民税分：(寄附金額-2千円) × (90%-所得税限界税率 × 1.021) × 2/5

市民税分：(寄附金額-2千円) × (90%-所得税限界税率 × 1.021) × 3/5

※1 特例控除額の上限は所得割の2割

表：所得税の限界税率

(寄附者の所得税の課税所得金額に応じて適用される税率)

所得税の課税総所得金額	所得税の限界税率(ア)	90%-(ア) × 1.021
1,000円 ~ 1,949,000円	5%	84.895%
1,950,000円 ~ 3,299,000円	10%	79.79%
3,300,000円 ~ 6,949,000円	20%	69.58%
6,950,000円 ~ 8,999,000円	23%	66.517%
9,000,000円 ~ 17,999,000円	33%	56.307%
18,000,000円 ~ 39,999,000円	40%	49.16%
40,000,000円 ~	45%	44.055%

## 個人住民税の寄附金制度の計算例 (ふるさと納税とその他の寄附)

※所得金額や他の控除によって計算は変わりますので、参考例としてご覧ください

1年間で支払った、ふるさと納税の寄附金額が50,000円、県のみが指定している団体への寄附金額が10,000円の場合(所得税の限界税率は20%とする)。

### ■市県民税における税額控除額

次の①と②の合計額

#### ①基本控除額

県民税分： $(60,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = 2,320 \text{円}$

市民税分： $(50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 6\% = 2,880 \text{円}$

注) 県のみが指定している団体へ寄附をした10,000円について、市民税からの控除を受けることはできません。

#### ②特例控除額 ※1

$(50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - 20\% \times 1.021)$

県民税分： $(50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - 20\% \times 1.021) \times 2/5 = 13,359.36 \text{円}$   
⇒ (1円未満切上) **13,360円**

市民税分： $(50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - 20\% \times 1.021) \times 3/5 = 20,039.04 \text{円}$   
⇒ (1円未満切上) **20,040円**

※1 特例控除額の上限は、所得割の2割

市県民税からの寄附金控除=①+②

$(2,320 \text{円} + 2,880 \text{円})$  +  $(13,360 + 20,040)$  = 38,600円

①

②

注) ただし、②特例控除は市県民税の所得割の2割が上限のため、計算式で求めた38,600円の全額を控除できない場合もあります。